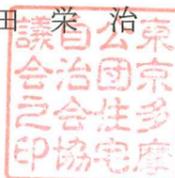


国会議員各位

2023年 2月 7日

東京多摩公団住宅自治会協議会

会長 多和田 榮治



国政へのご精励に敬意を表し、公団住宅居住者への日頃のご高配に感謝します。

とくに高齢者の暮らしと住まいの窮状は深刻です（要請）

1. 住生活の実態を直視して住宅政策の目に見える改善を図ってください。

先月22日、神戸市での集合住宅火災、死亡事故が報じられました。築約60年の3階建て、延べ約300㎡に31室ですから3畳間ばかりでしょう。多くは単身高齢者で、寝たきりの人も住んでいるといます。17年北九州市、18年札幌市でも同種の火災が起り、何名もの死者がでてニュースになり、報道のコメントは消火設備の不備にふれただけです。

70年、80年とこれまで働き、国を支えてきた人びとが数知れず、晩年もこうした住まいを強いられ、これでも「セーフティネットの一つで、ありがたい」と住人も言わざるを得ない現実に心が痛みます。

憲法が保障する「健康で文化的な最低限度」、かつて政府がそれ未達の早期解消を約した「最低居住水準」*に遠く及ばず、現在ではそれさえ「規制緩和」し、「自助努力」に転化して、国民居住の貧困、惨状を生んでいる実態を直視し、国会でご審議いただきたい。（*例：1人世帯の居住室7.5㎡=4.5畳、住戸専用16㎡）

2. 私たち公団住宅居住者にとっても他人事ではありません。

団地居住者の大半が年金生活者であり、高齢化と収入低下とともに、家賃負担の過重な実態についてはすでにご理解いただいています。加えて、とくに昨今、生活に欠かせない光熱費や食品等の値上がりは驚くばかりで、私たちの家計を直撃しています。しかも、そうしたなかで政府は、私たちの命綱である年金の削減計画を発表しています。

家計のなかで家賃が大部分を占め、滞納すれば住処を失い、値上がりしても光熱費等を支払わずには生きてはいけず、食費や医療等を切り詰め、諦めるしかありません。上記の実例が「他人事」では決してないことを痛感している毎日です。

政府がかかげる高齢者向け住宅施策の3本柱（公営住宅、セーフティネット登録住宅、サービス付き高齢者向け住宅）が「有名無実」であることは既に申しあげましたし、街の不動産屋も高齢者の借家人を相手にしないことはご存知だと思います。住宅行政から

も民間市場からも閉め出された高齢者世帯にたいし、門戸が開かれているのは、大都市圏では公団住宅だけといっても過言ではありません。

都市機構が空き家の「人気」「入居状況の好転」をいい、現に高齢者の新入居が目立つ背景には、国の住宅施策の貧困があることを指摘させていただきます。

3. 募集家賃引き上げを止めさせ、機構法の「家賃の減免」条項と高家賃の引き下げを実施させてください。

機構は、とくに最近、募集家賃引き上げを強めています。2021年以降、多摩地区（自治協加盟35団地）での状況は下記のとおりです。機構がいうその理由は「人気がある」「入居状況の好転」です。その攻勢ははげしく、22年8月、6団地中5団地が前年に、23年1月には15団地中11団地が前年または前々年にも引き上げています。

			改定戸数	最大額	平均
2021年	1月	8団地	3,388	6,000円	2,229円
	7月	5団地	5,032	3,900円	2,098円
	10月	5団地	2,343	2,900円	1,641円
2022年	1月	5団地	3,240	2,400円	981円
	8月	6団地	4,134	3,600円	1,631円
2023年	1月	15団地	6,177	5,000円	2,122円

機構が引き上げ攻勢を強めたのは、コロナ禍が広がりはじめた最中です。国民生活全体が極度に疲弊し、住宅確保にも目に見えて困難を来たしはじめ、政府もコロナ住居確保給付金制度を設けざるを得なかった時期です。広く国民にたいし「住宅セーフティネットの役割」を果たすべき機構がこれを放棄し、あえてこの時期に、一方で大量空き家を放置しながら、他方で募集家賃の頻繁な引き上げをする不当性にくわえ、公的機関の大量の家賃値上げが民間借家市場にあたる悪影響を考え合わせるとき、これを許すことはできません。

4. 継続居住者の高家賃値下げと、対象者への家賃減免を実施してください。

機構法25条の「継続家賃は募集家賃を上回らないように」との規定は、募集家賃引き上げが継続家賃値上げの条件づくりでもあることを意味し、私たちは家賃値上げを大いに危惧し、居住不安を深めています。

繰り返しになりますが、いま私たちの暮らしと住まいは困窮と不安の極にきています。問題解決のカギは、もはや明らかに国会にあります。

私たちは新たな住宅法制づくりを求めているわけではありません。すでに国会で成立させていただいた、さきの「最低居住水準」策定、機構法の「家賃の減免」条項、その後の住宅セーフティネット法、法成立にあたってあえてその遵守を求めた国会付帯決議等々の「法治国家」らしい誠実な法令遵守、実施を願うばかりです。

よろしく願いいたします。

以上